(5)歴史まちづくりを進める重点区域のイメージ



2. 法律案の要点

(1) 歴史的風致形成建造物の適切な管理

歴史的風致形成建造物の所有者は、その適切な管理を行うとともに、その除却等を行う際には、市町村に届け出ることとする。

■歴史的建造物等の喪失状況

石川県金沢市中心部

•歴史的建築物:10,900棟(1998年)→約9,500棟(2004年)

※調査:金沢市資産税課

山口県萩市旧城下町地区

•伝統的建造物:1.604棟(1998年)→1,434棟(2004年)

※ 調査: 九州大学大学院芸術工学研究院環境計画部門



町家が壊され、空き地に

歴史を生かしたまちづくり要綱 (横浜市)

- •所有者の協力を得て、主に建築物の外観を 保全しながら活用を図ることを目的としている。
- •要綱に基づいて「登録」「認定」を進めている。
- •認定歴史的建造物
 - :78件(2007年12月12日現在)
- •登録歴史的建造物
 - :174件(2005年12月現在)



横浜指路教会 建築年代:1926年 認定年度:1988年



赤レンガ倉庫 建築年代:1913年(1号倉庫) 1911年(2号倉庫) 認定年度:2001年※市が保全活用

(2)文化財保護法の規定による事務の特例

重要文化財等に関する文化庁長官の権限に属する事務のうち、現状変更の許可等に関するものを歴史的風致維持向上計画の認定を受けた町村の教育委員会が行うことができることとする。

重要文化財の所有者等は、重要文化財等の現状変更を行う際 は、文化庁長官の許可を受けなければならない。

【許可が必要な現状変更】

- 保存修理に伴う復原的行為
- 保存管理上の行為
- •活用のための行為

【許可が必要な保存に影響を及ぼす行為】

- 建造物隣接地又は直下における大規模な掘削
- その他の建造物が本来想定していない重量物の搬入



現状変更の許可等について、すみやかな対応が可能。

出典:文化庁パンフレット「国宝・重要文化財建造物 保存・活用の進展をめざして」 (2005年10月)





【活用上の変更の事例】 横浜市開港記念会館(重要文化財) もともと公会堂として建てられた建築で、ホール・ 会議室として使い続けるため、エレベータ・身障者 用施設等を整備

51

(3)都市公園の管理の特例

認定市町村は、都道府県が公園管理者の都市公園について、公園管理者である都道府県知事の同意を経て、認定歴史的風致維持向上計画に記載された公園施設の新設、増設若しくは改築又は都市公園の維持を行うことができ、その場合には、当該都市公園に係る公園管理者の権限を代行するものとする。

都道府県立公園の管理は、設置管理者である 各都道府県が実施。



市町村の意向をきめ細かに反映した管理・運営が可能。

■佐賀城公園(佐賀県)



県立公園内にある佐賀市所有の文化財建造物 (国指定重要文化財)の適切な公開・活用を図る ため、佐賀市が文化財建造物の周辺樹木管理と 建物定期清掃を実施。

■北播磨余暇村公園(兵庫県)



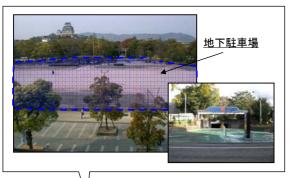
県立公園内にある銅洗練所跡資料館を多可 町が管理。

公園区域内で発見された石垣山遺跡の銅生 産遺構を保存、展示。

(4) 路外駐車場についての都市公園の占用の特例

認定市町村が歴史的風致維持向上計画に基づき整備する都市公園の地下を活用した路外駐 車場の整備について、占用許可の手続きの簡素化を行う。

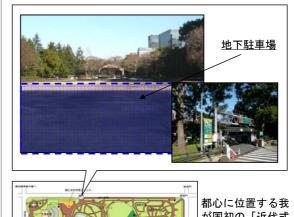
■地下駐車場の活用により歴史的風致が維持さ れている事例 (兵庫県姫路市管理・姫路公園)





公園区域を含む姫路城 周辺は、特別史跡に指 定されている。

■地下駐車場の一般的な活用事例 (東京都管理・日比谷公園)





が国初の「近代式 洋風公園」。

53

(5) 開発許可の特例

歴史的風致維持向上計画に定められた市街化調整区域内における遺跡に係る歴史上価値の高 い楼門その他歴史的風致を形成することとなる建築物の復原を目的とした開発行為については、 開発許可を行う際に立地基準に係る審査を省略する。

•市街化調整区域内においては原則として開発行為はで きない。開発行為を行う場合には、制約が大きく開発許 可を必要とする。



- •開発許可の特例による市街化調整区域内の復原の円 滑化により歴史的建造物の復原を容易化。
 - 例)農山漁村集落、宿場町における歴史的な建造物 の復原、遺跡の復原 等

■市街化調整区域に位置する文化財等 の事例



多賀城市 多賀城跡附寺跡(特別史跡)